別表第二　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後

（記録） **第六十七条**　［略］		
記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～十　［略］	［略］	［略］
十一　［略］		
イ　［略］		
ロ　第九十一条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名		
ハ～リ　［略］		
十二・十三　［略］		
2～7　［略］		
（防護措置） **第九十一条**　［略］		
2　［略］		
一　特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によって区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。		
二～四　［略］		
五　［略］		
イ　業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。		
ロ　［略］		
ハ　防護区域又は安全保護装置周辺区域（技術基準規則第二条第二項第九号ハに規定する安全保護装置が防護区域の外に設置されている場合における当該装置の周辺の区域をいう。以下この項において同じ。）に、ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。		
六～十三　［略］		
十四　中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器については、次に掲げる措置を講ずること。		
イ　周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。		
ロ　イの規定により設置された障壁によって区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。		

改正前

（記録） **第六十七条**　［略］		
記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～十　［略］	［略］	［略］
十一　［略］		
イ　［略］		
ロ　第九十一条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名		
ハ～リ　［略］		
十二・十三　［略］		
2～7　［略］		
（防護措置） **第九十一条**　［略］		
2　［略］		
一　特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域を鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によって区画すること。		
二～四　［略］		
五　［略］		
イ　業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者については、当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この号において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。		
ロ　［略］		
ハ　防護区域に、ロに掲げる者が立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。		
六～十三　［略］		
十四　中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器には、その周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないように設置すること。		